

安全・安心で
楽しく遊べる

大きな賑わいに溢れた**街**を目指して

宗右衛門町商店街振興組合

コンプライアンス・ガイド

(地域環境浄化啓発ガイドブック)

Compliance Guide

C o n t e n t s

0	はじめに…	1
1	宗右衛門町商店街について	2・3
2	営業禁止事業所について	4・5
3	商店街加入について	6
すべての事業者に関係する違法行為・迷惑行為について		
4	客引き・勧誘・客待ち	8・9
5	チラシ配り・街頭宣伝など	10
6	置き看板・簡易広告物・はみ出し陳列など	11
7	袖看板・突き出し看板・壁面看板など	12・13
8	騒音・悪臭など	14
9	ゴミ処理、衛生面での配慮など	15
10	各種工事について	16
11	物品の搬入出など	17
12	従業員教育について	18
13	「風適法」の規制について	20～24
14	「宗右衛門町地区地区計画」について	26～29
15	地区計画に関する当商店街からのご説明	30・31
16	「まちづくり審査会」について	32

この「宗右衛門町商店街振興組合 コンプライアンス・ガイド」に記載されている内容は、警察・行政並びに関連各所の指導・助言を受けて、当商店街が作成しています。

各種法令や条例に関する詳細については、それぞれを所管する警察・行政などの担当窓口などにお問い合わせいただき、お確かめ頂きますようお願い致します。

宗右衛門町 を大きな賑わいで溢れた街にするために。

大阪ミナミ・宗右衛門町は、100棟を超える建物、600店を超える店舗が存在する、日本有数の繁華街地域です。

この街は、南地五花街の一つとして隆盛して来た400年以上の歴史を持ち、現在でもその“町名”が唯一残る街でもあります。

かつては、老舗料亭や有名キャバレーなどが多数営業し、「いつかは“宗右衛門町”に店を持ちたい」という声が多く聞かれ、大阪キタの北新地と並んで、日本全国に名を知られた“日本最大級の歓楽街”としての歴史を積み重ねてきました。

しかしながら、バブル経済崩壊以降、この街の状況は一変してしまいました。不況の長期化、嗜好の変化・多様化が主な要因ではありますが、老舗料亭、割烹などの飲食店（特に路面店）の廃業・移転が相次ぎ、風俗案内所をはじめとする新たな業種・業態の店舗が急増し、この街の店舗構成は激変してしまいました。

街全体の店舗構成が変化することは、消費者の嗜好の変化や多様化など、時代の流れとも言えるもので、必ずしも、悪いことではありませんが、新たに登場した業種・業態の店舗を中心に、路上での客引き行為やキャッチセールスが横行し、来街者が安全に道を歩けないほどに多くの置き看板などが氾濫する… 多くのお客様から街全体が敬遠されるような状況となってしまいました。新たな業種・業態の店舗が増え、『街の魅力が増えること』は大歓迎ですが、違法行為や迷惑行為が急増し、『お客様に避けられる街』となってしまうことは、看過できるものではありません。

宗右衛門町地域では、平成16年（2004年）頃から、このような状況を憂う地域事業者の皆さんが増え、地域の環境浄化、活性化に向けた活動が本格化しありま

した。「ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会やミナミ活性化協議会の設立」「路上置き看板ゼロ活動の実施」「風俗案内所等規制条例の施行」「大阪ミナミ地域全域の自転車放置禁止区域の指定」「宗右衛門町地区地区計画の策定」など、様々な環境浄化の取り組みが行われ、宗右衛門町の街は、少しづつではありますが、『安全・安心で楽しく遊べる街』へと復活しつつあります。

さらに、平成22年度（2010年）には、経済産業省「商店街活性化法」の認定を受け、行政・警察などの支援のもと、大規模な街並整備が行われ、平成25年（2013年）3月、宗右衛門町通りの電線地中化、石畳の道の復活を含めた道路美装化、アーチや街路灯などの商店街施設の再整備などが実現しました。

街全体の大規模な街並整備の実現後、全ての地域事業者の皆様のご理解・ご協力のもと、『安全・安心で楽しく遊べる街・宗右衛門町』を創り出し、さらに多くのお客様をこの街へと呼び込み、大きな賑わいに溢れた街（=儲かる街、誇れる街）を創るために、様々な取り組みを行っています。

宗右衛門町商店街地区内の全ての地域事業者の皆様（今後、宗右衛門町の街にご出店頂ける皆様）に、適正・適法な営業（=コンプライアンス営業）を徹底して頂き、その上で、それぞれの事業者毎に“競争力ある個性や魅力づくり”に努力して頂くことが、この街全体の活性化、集客力の向上に繋がって行くものと確信しています。地域事業者の皆様には、是非とも、格別のご理解・ご協力をお願い致します。

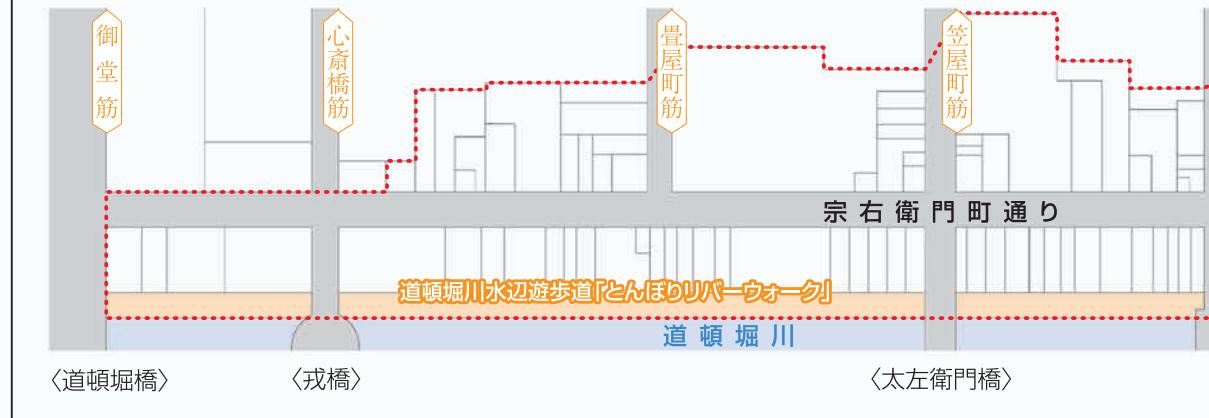


宗右衛門町商店街振興組合

宗右衛門町商店街について

宗右衛門町商店街の諸事業にご理解・ご協力を。

商店街地区図



商店街地区住所表示

大阪市中央区 宗右衛門町

1番6号～17号／2番5号～22号
3番1号～40号／4番1号～22号
5番6号～24号／6番4号～23号
7番1号～38号

大阪市中央区 心斎橋筋

2丁目3番6号～16号
2丁目4番1号～16号

※上記の住居表示内に不動産を所有する事業者とこれらの不動産を賃借する事業者が、当商店街の加入対象事業者となります。

**宗右衛門町商店街は、
地域で唯一の商店街です。**

宗右衛門町商店街振興組合は、平成19年(2007年)9月、商店街振興組合法に基づき、「旧・宗右衛門町商店会」を改組する形で設立され、大阪市の認可を受けた地域事業者法人です。

当商店街の地区(上記の地区図、左記の住居表示の範囲内)は、商店街振興組合法に基づいて定められており、重複して他の商店街振興組合が設立されることはなく、**地域で唯一の商店街**となります。

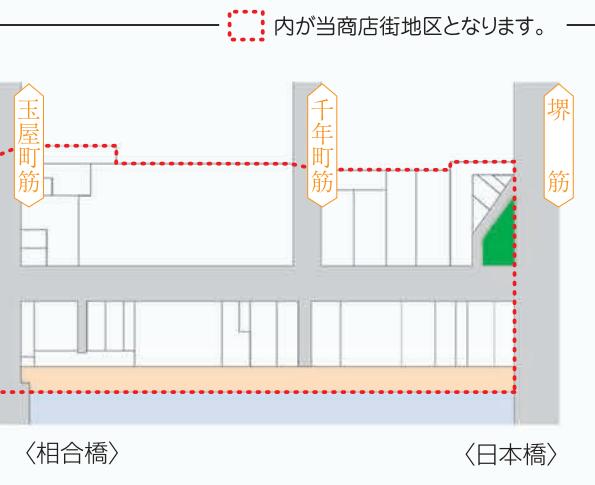
この地区内で事業(不動産の所有を含む)を営んでいる皆さんは、当商店街にご加入いただくこととなっていきます。

**地域の活性化、
賑わいづくりを目指しています。**



当商店街では、地域活性化、賑わいづくりを目指し、経済産業省をはじめ、行政・警察の支援・協力を受け、約4年間の工事期間を経て、宗右衛門町通りの電線地中化、「石畳の道」の復活を含めた道路美装化、アーチ・街路灯などの商店街設備の再整備などの、大規模な街並整備を平成25年(2013年)3月に完成させました。この大規模な街並み整備の完成記念式典には、橋下徹大阪市長(当時)にもお越しいただきました。

(2019年2月現在／順不同)



また、街全体への大きな賑わいづくりを目指した“ソフト事業”にも精力的に取り組み、「宗右衛門町夏祭り」「宝恵駕行列&福笹配り」「厄除けお化け餅つき」などのイベント事業なども、継続開催しています。

さらに、防犯パトロールなどの環境浄化・防犯活動にも積極的に取り組み、大阪府南警察署と大阪ミナミ地域の多数の商店街組織が連携・協力する「ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会」においても、当商店街は中心的な役割を担っています。

地域の活性化には、 「安全・安心」が大前提です。

地域の活性化・賑わいづくりを実現するためには、地域全体が「安全・安心」であることが大前提であることは言うまでもありません。

景観や街並みが大きく変わり、明るい話題やイベントが増えたとしても、路上での客引き行為をはじめ、違法行為や迷惑行為が横行しているようでは、地域全体に大きな賑わいは生まれません。

当商店街では、行政・警察との連携をさらに強化し、地区内での違法行為や迷惑行為をなくし、多くのお客様に安心して訪れていただける「安全・安心で楽しく遊べる街(商店街)」を創ります。

地区内の全ての事業者の皆さんのご理解・ご協力を
お願いします。

■ 宗右衛門町地区地区計画連絡会

宗右衛門町地区地区計画の策定後、宗右衛門町地域の環境浄化及び活性化に向けて設立された官民連携の連絡会。大阪市、大阪府警本部、大阪府南警察署、宗右衛門町商店街により構成。

■ ミナミ活性化協議会

「オール大阪」体制で、大阪ミナミ地域の環境浄化、活性化を推進する官民連携協議会。大阪府、大阪市、大阪府警察、大阪商工会議所、財団法人関西経済団体連合会、財団法人関西経済同友会、ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会により構成。

■ ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会

大阪ミナミ地域の環境浄化を推進する官民連携の地元協議会。大阪ミナミ地域の多数の商店街、振興町会、各種団体が参加。

■ 大阪市商店会総連盟（市商連）

大阪市内の約370の商店会が加盟する連盟組織。

■ 大阪市中央区商店会連合会（中央商連）

市商連の地域組織として、大阪市中央区内の商店会が加盟する連合会。

■ 大阪府商店街振興組合連合会（大振連）

大阪府下の約210の商店街振興組合が加盟する連合会。上部組織である「全国商店街振興組合連合会」には、全国で約2,000の商店街振興組合、12万店舗以上が加盟。

■ 大宝自治連合会（大宝連合）

鰻谷中之町、大宝寺中之町、東清水町、笠屋町、豊屋町、玉屋町、千年町、宗右衛門町の8つの振興町会からなる自治連合会。

■ 大阪府社交飲食業生活衛生同業組合（OSR）

大阪府下の1,300を超える飲食店を中心とする社交飲食業者が参加する同業組合。当商店街は「OSR宗右衛門町支部」として加盟。

■ 四商店街代表者会議（ミナミ・オンリーワン・ネット・プロジェクト）

戎橋筋商店街、心斎橋筋商店街、道頓堀商店会、宗右衛門町商店街の代表により構成され、四商店街地域をはじめ、大阪ミナミ地域の活性化、環境浄化の推進を目的とした諸活動に関する情報交換、連携・協力を協議する代表者会議。

■ 大阪商工会議所

大阪市内の29,000を超える会社、団体等が加盟する地域総合経済団体。

■ 南防犯協会

大阪ミナミ地域の各種団体や企業が加盟する防犯協会。

■ ミナミまち育てネットワーク

大阪ミナミ地域の約100にのぼる企業、団体が参加し、大阪ミナミ地域の賑わいづくりを目指す団体。

■ 水辺協議会

道頓堀川水辺遊歩道の利活用に関する行政諮問協議会。当商店街並びに振興町会の代表が諮問委員として参加。

大阪ミナミ地域での賑わいづくり、 文化振興などを目的として活動する実行委員会 など

■ 一般社団法人大阪活性化事業実行委員会

■ 今宮戎神社・宝恵駕実行委員会

■ いっとこミナミ実行委員会

■ 上方文化再生実行委員会

■ ミナミ花舞台実行委員会ほか

この「コンプライアンス・ガイド」の制作に際しても、これら諸団体からの協力、指導、助言を得ています。

営業禁止事業所について

宗右衛門町商店街では、『食と酒 川のある街 宗右衛門町』をまちづくりコンセプトに、“安全・安心で楽しく遊べる街”“地域事業者が儲かる街”を目指しています。

そのために、飲食店を中心に、物販店を含めて、“魅力ある店舗が集まる街(優良店舗の集積)”を目指しています。

平成22年(2010年)4月に策定された「宗右衛門町地区地区計画」でも、宗右衛門町地域の環境浄化・活性化に向けた建築物の用途の制限などが定められています。

そこで、当商店街では、様々な法律や条例、商店街規約などに基づいて、当商店街地区における「営業禁止事業所」を定めています。

当商店街では、以下に該当する事業所を新たに開業・出店すること、既存事業所がこれに該当する業種に事業内容を変更することは、宗右衛門町地区地区計画などに基づいて認めていません。

万一、以下に該当する事業所の営業が確認された場合には、行政・警察にそれぞれの状況を報告しますが、行政指導や取り締まりの対象となります。

B

前期[A]の事業者の紹介・仲介、宣伝を行う事業所

上記[A]の「性的サービスを提供する事業所」について、利用客の紹介・仲介、またはその宣伝などを行う事業所。

これらの事業を「風俗案内所」で行うことは認められていません。

C

特殊風俗あっせん事業所 (=風俗案内所)

「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例」の定めに基づく「特殊風俗あっせん事業所(=風俗案内所)」。

「風俗案内所」では、「性風俗関連特殊営業」に関する紹介・仲介・斡旋などは、大阪府下全域で禁止されています。

D

動物を扱う事業所

畜舎やペットショップ、ペットホテル、ペットの同伴を前提とする事業所(盲導犬などは除く)。

但し、畜舎を除き、事業所外に動物の臭い、鳴き声などが一切漏れ出さないように施設面や運営面で十分な計画がなされ、近隣事業者、商店街の了承を得た場合に限り、出店が認められる場合もあります。

E

遊技場

パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター、ゲーム喫茶などをはじめ、これらに類する遊技場。

F

倉庫業

営業倉庫、貸倉庫、トランクルームなどの「倉庫業法」に基づく登録を必要とする事業所。

G**競輪・競馬・競艇等の場外発売所**

場外車券売場、場外勝馬投票券発売所、競艇場外発売場など。

H**危険物の貯蔵・処理を行う事業所**

ガソリンスタンドや燃料販売所など、危険物の貯蔵や販売を行う事業所。

但し、自らの事業所で使用するために、必要な許可・届出を行った上で、一定量以下の危険物の貯蔵・処理を行う場合は認められます。

I**無人事業所**

放送設備やコインロッカー、コインランドリー、自動販売機などの設備のみを設置し、運営・管理などのスタッフを置かずに営業する「無人事業所」。

但し、建物施設外や施設内の通路などに設置され、日々の清掃やゴミ処理などが適正に行われる、金融機関のATMや自動販売機などは除きます。

J**住宅・事務所 … 1階・地階のみ**

建物施設の1階・地階に限り、住宅（住居）や事務所（=店舗ではない施設）を設置することはできません。

但し、2階以上に設置された住宅や事務所への階段やエレベータなど、出入口となる施設の設置は認められます。

K**違法行為や迷惑行為を行う事業所**

事業の開始前までに必要な許可・届出を怠っている場合に加えて、事業を開始した後に、違法行為や近隣事業所に迷惑をかける行為を行う事業所の営業については、これを一切認めません。

■ 宗右衛門町地区地区計画

宗右衛門町地域の歴史や風情が息づく個性的で格調高い魅力的なまちなみを再生・創造することを目的に、対象地区内の建築物の用途の制限、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面後退の制限、高さの最高限度、形態または意匠の制限などが定められている。また、これらのうち、必要な部分は、別途、条例で定められている。

■ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

通称「風適法」「風営法」。風俗営業（接待飲食等営業や性風俗関連特殊営業など）を行う場合の許可・届出をはじめ、営業時間や営業場所、少年の立ち入り、広告宣伝などの規制が定められている。

■ 屋外広告物条例

良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止などを目的に、様々な屋外広告物等の規制に関する基準が定められている。

■ 道路法

日本国内の道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定や認定、管理、構造、保全、費用の負担などが定められた法律。建築物の工事などに際して必要な「道路占用許可」などについても定められている。

■ 道路交通法

道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るために定められた法律。建築物の工事などに際して必要な「道路使用許可」などについても定められている。

■ 消防法

火災を予防、警戒、鎮圧し、国民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害の軽減を図るために定められた法律。事業所の形態や意匠、避難路の確保や予防措置等についても定められている。

■ 食品衛生法

食品の安全性を確保するため、公衆衛生上の見地から必要な規制や措置を講じ、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために定められた法律。食品を提供・販売する行為に対して必要な規制が定められている。

■ 悪臭防止法

国民の生活環境の保全を図るため、工場やその他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭についての必要な規制が定められている。

■ 大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例

通称「風俗案内所等規制条例」。風俗案内所を行う場合の届出をはじめ、営業時間や営業場所、青少年の立ち入りなどの規制が定められている。

■ 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

通称「大阪府迷惑防止条例」。公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止を図るために定められた条例。ダフ屋行為や卑猥な行為、不当な販売行為、不当な客引き行為、迷惑ビラ等の配布行為などに関する規制が定められている。

■ 大阪府生活環境の保全に関する条例

大阪府条例。府民の健康で豊かな生活を享受するために、生活環境の保全について定められた条例。大気や水質、地盤環境の保全をはじめ、化学物質の適正な管理や騒音、振動に関する制限が定められている。

■ 大阪府商業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例

地域の事業者等が地域社会の発展に寄与するために行う、地域のまちづくり活動等の積極的な推進を図るために定められた条例。地域商店街などの加入努力義務やまちづくり活動への応分の寄与が定められている。

宗右衛門町商店街は「風俗営業店」を潰そうとしている？！

全くのデタラメです。この街が花街として隆盛して来た歴史を考えても、この街の中心的な存在の一つは、スナックやラウンジをはじめとする『接待営業店』であることは間違いません。この街独特の「酒文化」を支えるお店が儲かってこそ、街全体に活気や賑わいが生まれると考えています。

但し、業種に関係なく、路上での客引きなどの街全体の『安全・安心』が損なわれる“違法行為”に対しては、徹底して、その全廃に向けて取り組みます。

3

商店街加入について

商店街への加入も適正・適法営業への第一歩です。

地域商店街への加入は、法律や条例に定められています。

地域商店街への加入は、商店街振興組合法に加え、大阪府の大阪府商業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例でも、その加入が定められています。

現在、宗右衛門町商店街にも、地区内の大半の土地建物所有者の皆様に加え、多数のテナント事業者の皆様にご加入をいただいています。

さらに、毎月2~3事業者の新たな加入が続いているが、まだまだ地区内には、当商店街に未加入の事業者の方々も多くおられ、これら未加入の事業者の皆様には、出来る限り早急にご加入をいただくようお願いを続けています。

地域のまちづくりに必要な費用は、当商店街が負担しています。

当商店街が、平成23年(2011年)までに実施した「宗右衛門町通りの電線地中化、“石畳の道”の復活を含めた大規模な街並整備」などに必要な費用は、当商店街・役員の連帯保証を条件とする民間金融機関からの借入金によって賄われ、当商店街が長期に渡って返済しています。

現在、この借入金の返済は、当商店街・加入事業者(組合員)の皆様にご負担頂いている組合費などの一部が充てられています。

その上、当商店街地域の防犯・環境浄化事業やイベント事業、広報活動などの費用も、当商店街・加入事

業者(組合員)の皆様にご負担頂いている組合費などが原資となっています。

そのため、一人でも多くの事業者の皆さんに当商店街にご加入を頂き、それぞれの事業規模に基づいた組合費(月額:4,000円~)などをご負担頂くことで、是非とも、宗右衛門町地域のまちづくりを支えて頂きたいと考えています。

「加入組合員」と「非加入事業者」は、明確に区別しています。

商店街地域の街並整備をはじめ、環境浄化事業などによって実現される“資産価値の向上”や“賑わいの増加”による恩恵を受けるているのは、『街全体のすべての事業者』です。

商店街に加入し、様々な事業に協力・参加し、組合費などの負担も受けている事業者(組合員)の皆様と、商店街に加入することなく、費用の負担も行わない事業者とを比べた時、このようなまちづくりの推進によって得られる恩恵などを区別なく、同じように受けられることは、逆に不公平だと言わざるを得ません。

加えて、地域の商店街への加入が法律や条例でも定められているのですから、基本的には、地域の商店街に、地域の全事業者がご加入頂いても不思議ではありません。

そこで、当商店街では、商店街が行う様々な事業や活動の参加の可否、さらには、諸制度に関わる申請や届出の際に、行政・警察などから求められる、地元商店街との協議が行われたこと示す証明書類などについて、原則として、当商店街の非加入事業者には発行しないなどの区別をさせて頂いています。

商店街に加入して、何か得はあるのか…?!

「商店街に加入して、何か得はあるのか?!」とよく聞かれます。確かに、地域の商店街に加入したからと言って、直接的な“得(=利益)”をすることはあまりありません。

当商店街では、このような声に少しでも応え、当商店街に加入して頂いた組合員の皆さんに、少しでも“得する(利益のある)商店街”になるため、「クレジットカード手数料の軽減」や「カラオケ著作権料の団体割引」、飲食店などが入れる「保険料が定額・安価な食品国保組合へ加入斡旋」、一定期間の経過後に、審査申込みが可能になる融資制度の利用など、様々な制度の活用・利用などもご用意しています。

宗右衛門町商店街地区内の

すべての事業者に関する違法行為・迷惑行為について

客引き・勧誘・客待ち行為

チラシ配り・街頭宣伝

置き看板・路上広告物

袖看板・突出し看板・壁面看板

騒音・悪臭

各種工事

ゴミ処理・衛生対策

防火・安全対策

従業員教育

4

客引き・勧誘・客待ち行為（キャッチセールスなどを含む）

路上での客引き行為は、業種に関係なく違法行為です。

路上での客引き・勧誘・客待ち行為（キャッチセールスなどを含む）は、業種には関係なく、「大阪市内の公共の場所における客引き行為等の適正化に関する条例（市条例）」をはじめ、「大阪府迷惑防止条例」や「風適法」などで禁止されている“違法行為”です。

路上での違法な客引き行為は、風俗案内所（無料案内所）やホストクラブ、ガールズバーなどの従業員が行う場合は“違法”で、一般の飲食店や物販店の場合は“適法”というような“業種”による区別は一切ありません。

また、居酒屋などの一般飲食店が、客引き専用のスタッフを雇い、通行客の多い道路や橋の上で違法な客引きなどを行い、警察に検挙されたり、市条例に基づいて、店舗名や客引き行為を行った人物の氏名などが公表された例もあります。

路上においては、絶対に客引き・勧誘・客待ち行為などを行わないよう、当商店街地区内の全ての事業者の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。



大阪市内の公共の場所における 禁止行為（違法行為）

① 客引き行為



路上において、“客引き”を目的に通行者に声を掛けることは“禁止行為（違法行為）”です。

路上でなくとも、店内や店頭（道路から容易に見える場所）から声をかける場合も、客引き行為と同様に違法行為となる場合があります。

“客引き”を目的に通行者の注意を引くこと。

路上ではもちろんのこと、店頭や店内（道路から容易に見える場所）から、手招きをしたり、手を叩いたりして、不特定多数の通行者の注意を引こうとする行為は、客引き行為と同様に違法行為となる場合があります。

また、客引き行為を類推させるようなメッセージなどが書かれたユニフォームやプラカードなどを身につけたり、紹介店舗のパンフレットやチラシなどを持って路上に立つ行為は、その状況により、客引き行為とみなされる場合があります。

② 勧誘行為



路上において、“勧誘”を目的に通行者に声を掛けることは“禁止行為（違法行為）”です。

路上において、何らかの仕事やアルバイトに従事するように勧めることや、何らかの体験や優待、カットモデルなどを説いて、勧める行為も同様に“禁止行為（違法行為）”です。

路上において、アンケートへの参加・回答を募る行為やチラシ配りなどを行う場合には、警察の許可を得なければなりません。

③ 客待ち行為



路上において、“客引きや勧誘”を目的に“客待ち”を行うことは“禁止行為（違法行為）”です。

④ 上記①②③を行わせる行為



路上において、“①客引き行為”や“②勧誘行為”、“③客待ち行為”などを行わせる行為も“禁止行為（違法行為）”となります。

宗右衛門町商店街地区内は、 重点地区(禁止区域)です。

宗右衛門町商店街地区(+大阪ミナミエリア)は、「大阪市内の公共の場所における客引き行為等の適正化に関する条例(市条例)」による重点地区(禁止区域)に指定されています。

「客引き・勧誘・客待ち」行為が“違法行為”であるだけでなく、「大阪市客引き行為等適正化指導員」が、巡回し、指導などが行われています。

この「大阪市客引き行為等適正化指導員」が、この市条例に基づいて行う指導などは公務であって、正当な職務執行に対して暴行、脅迫などを加えた場合は、公務執行妨害罪(刑法第95条)に問われる場合があります。

大阪市内の公共の場所における客引き行為等の適正化に関する条例(市条例)

条例違反の場合の罰則

- 違反者に対して、指導、勧告、命令を行い、命令に違反した場合は、5万円以下の過料に処されます。
- 上記に加え、違反者の氏名、店舗や法人の名称等の公表を行い、違反店舗が所在するビルオーナー等に公表事項を通知します。
- 客引きを委託した店舗等に対して、職員が立入調査を実施し、必要書類等の提示・提出を求め、関係者への質問を行います。
- 立入調査に対して、虚偽の資料の提出や立入調査を拒むなどした場合は、氏名等の公表や5万円以下の過料に処されます。

宗右衛門町商店街地区内では 街頭防犯カメラ「計15台」の体制

宗右衛門町商店街では、宗右衛門町通りに「8台」、相合橋上に「1台」、道頓堀川沿いに「1台」の「計10台」の街頭防犯カメラを設置しています。

大阪府警察により設置された「5台」と合わせて、「計15台の街頭防犯カメラ」での体制で、当商店街地区内のほぼ全域をカバーできる状態となっており、一週間に1~2度、大阪府南警察署の各課担当者だけでなく、大阪府警本部をはじめ、大阪府下の様々な警察署から担当者が来所され、事件捜査などで閲覧され、状況に応じて記録映像を提供しています。

当商店街としても、この記録映像をもとに、路上での“客引き行為”をはじめ、置き看板などの利用、路上での違法行為などを行う事業者を特定し、警察・行政と情報交換、意見交換を行うなどの商店街地区内での防犯・環境浄化を目指した取り組みが行われています。

宗右衛門町商店街地区内では、 以下のような行為には、特に厳正に対処します。

■ 他地域からの「出張客引き」は、絶対に許しません。

当商店街地域に店舗を持たずに、人通りの多い場所(宗右衛門町通りや戎橋、太左衛門橋など)に出張して来て「客引き行為や勧誘行為」を行うことなど、絶対に許される行為ではありません。

そのため、当商店街では地域事業者の皆さんと協力して、当商店街地区外からの「出張客引きの全廃」に向けた活動をより一層強化しています。

■ 客待ちや待ち合わせを理由にした 客引き行為は絶対に許しません。

客引きが“違法行為”であることを理解していて、「客待ち」や「待ち合わせ」を理由に取り締まりを逃れようとする人がいます。「客待ち」や「待ち合わせ」は、特定のお客様(ご予約のお客様など)との間で、時間や場所を決めて行うことを言います。

このように取り締まりを逃れる“言い訳”を準備して客引きを行う事業者には、特に厳正に対処して行きます。

■ 他の店舗(建物)前や敷地内の 客待ちや“たむろ”する行為も禁止です。

客引き行為や勧誘行為が目的でなくとも、他の店舗(建物)の前や敷地内、「客待ち」や「待ち合わせ」「たむろ」する行為は、一切禁止です。単に、“たむろ”しているだけでも、その店舗(建物)にとっては迷惑となるため、絶対に禁止です。

その店舗(建物)を利用する場合を除いて、他の店舗(建物)に迷惑を掛けることのないよう、このような他の店舗(建物)の前や敷地内で、「客待ち」や「待ち合わせ」「たむろ」する行為は、絶対にやめて下さい。

5

チラシ配り・街頭宣伝 など

路上でのチラシ配りや街頭宣伝には、警察の許可が必要です。

交通の流れに影響を及ぼす路上でチラシ配りやティッシュ配り、街頭アンケート、サンプル配布などの街頭宣伝を行う場合には、「道路交通法」に基づく、警察での許可が必要です。

プラカードや看板などを持って路上に立ち、お店の宣伝などを行う行為も同様です。

大阪ミナミ地域でも、地域の環境浄化や活性化を目指した活動や、多くの一般市民への啓発や情報提供を呼びかけるような場合を除いて、営利事業者が行う営業活動や宣伝活動としてのチラシ配りや街頭宣伝は認められていないことがあります。

警察の許可なく行われたチラシ配りや街頭宣伝などについては、「客引き行為」と同様、“違法行為”となりますので、十分にご注意下さい。

路上で、以下のような宣伝行為を行う場合は、警察の許可が必要です。

チラシ配り・ティッシュ配り 

メガホンなど使っての宣伝行為 

看板類などを持っての宣伝行為 

街頭アンケート 

商品サンプルなどの配布 

基本的に、例え一時的にでも、路上の一部を占有して、営業行為や宣伝行為を行うことについては、その方法や内容によって、警察の許可が必要になります。

状況にはよりますが、揃いの衣装やユニフォームを身に着けて、路上でたむろしたり、パレードのように行列して歩いたりすることも、警察の許可が必要となる場合があります。

街頭での宣伝活動を業者に依頼する場合は、適切な許可などを受けている業者に。

街頭での宣伝活動を請け負う業者さんは数多く存在しますが、このような業者さんに依頼される場合は、適切な許可などを受けているか?を確認してご依頼下さい。

チラシやフリーぺーパー、ティッシュなどの配布、トラックなどの自動車に看板類や映像設備、音響設備などを取付けて、道路を走りながら、店舗やイベントなどの宣伝を行う業者さんの中には、適切な許可などを受けていない場合も多くあるようですのでご注意ください。



屋外でも宣伝行為が認められる場所がある?!

屋外の全ての場所で、警察の許可が必要なわけではありません。

宗右衛門町商店街地区内でも、道頓堀川水辺遊歩道「とんぼりリバーウォーク」などの賃貸可能なレンタル会場では、その会場を賃貸し、ルールに従って宣伝

活動を行うことは認められています。また、私有地内は、その所有者や管理者の了解を得た上で、宣伝行為などを行うことは認められています。このような場合でも、拡声器やメガホンなどを使用し、近隣事業者に迷惑となる宣伝行為などは禁止です。

6

置き看板・簡易広告物・はみ出し陳列 など

路上での置き看板などの利用は、全面禁止(違法行為)です。

路上での置き看板などの利用は、当商店街地区内だけでなく、どのような街でも、「道路法」「道路交通法」などで禁止されている違法行為です。

特に、当商店街地区では、行政より、宗右衛門町通りの電線地中化・道路美装化を推進する前提条件として、『路上での置き看板などの全面撤去、違法な屋外広告物の早期是正』が求められています。

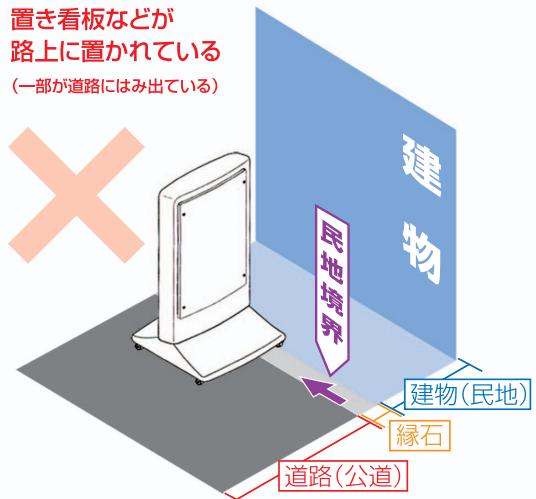
平成17年(2005年)12月、当商店街では『置き看板等ゼロ宣言』を表明し、6ヶ月間に渡って、宗右衛門町通り全域の“140台以上の置き看板など”的全面撤去活動を行い、「完全撤去日」と定めた平成18年(2006年)5月1日には、警察・行政の協力によって、“強制撤去”も実施しました。

現在も、新たに出店(開業)された事業者などが、いくつかの置き看板などを利用していますが、警察・行政の協力を得て、その撤去(利用停止)を求める活動を継続しています。



違法物件について

置き看板などが
路上に置かれている
(一部が道路にはみ出ている)



以下のような簡易広告物なども
「置き看板」と同様に違法物件です。



- ◆ メニュースタンド
- ◆ イーゼル看板
- ◆ A型看板
- ◆ のぼり旗
- ◆ はみ出し陳列
- ◆ 道路にはみ出た店舗装飾
- ◆ テーブル・イス など

また、路上に置かれていらない場合でも、路上にはみ出で利用されている看板類やタペストリー、横幕なども「置き看板」と同様に違法物件です。

路上では、このような置き看板や簡易広告物を設置したり、はみ出し陳列などを行うことは、違法行為であり、絶対に止めて下さい。

当商店街地区内では、
「点滅する看板」などは、
(デジタルサイネージ、液晶モニターなどを含む)
民地内でも使用禁止です。

宗右衛門町地区地区計画(市条例)の施行によって、建物敷地内(民地内)であっても、公道上(道路上)から見える形で、点滅する看板(置き看板、突出し看板、袖看板など／デジタルサイネージ、液晶モニターなどを含む)を設置したり、利用したりすることは、禁止されています。



袖看板などには、条例で設置基準が定められています。

(突出し看板・壁面看板)

袖看板・突き出し看板・壁面看板 など

建物の壁面に取り付けられ、道路上にはみ出た「袖看板・突き出し看板・壁面看板」などは、大阪市の屋外広告物条例などで、その大きさや路上からの高さなどに制限があります。また、適法なものであっても「大阪市の許可」が必要です。

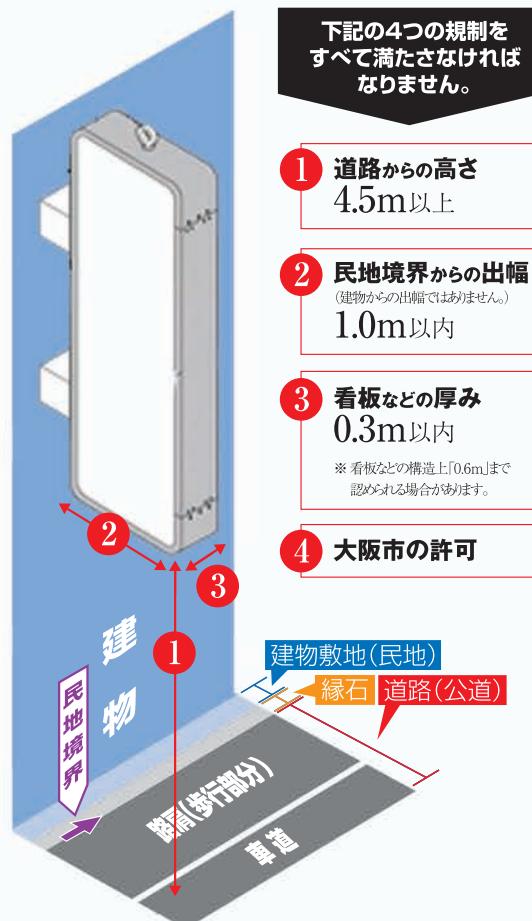
基本的には、民地内（建物敷地内）から道路にはみ出て、物品を置いたり、設置したりすることはできません。店舗や建物の装飾品などでも、道路にはみ出て設置することはできませんが、屋外広告物（袖看板・突き出し看板など）については、大阪市の条例で定められた設置基準を満たせば、許可を受けて設置することができます。このことは、あまり知られておらず、大阪ミナミの街中では“違法な看板類”が蔓延しています。

すでに、大阪市によって、宗右衛門町地域のすべての建物についての調査（記録写真の撮影や看板類・屋外広告物の寸法などの計測）を実施し、どの建物、どの看板などが“違法物件・無許可物件”であるかが判明しています。

これらの“違法物件・無許可物件”的使用者・所有者には、早期の改善（撤去や改修など）をお願いしています。

適法な看板（袖看板など）とは…

下記の4つの規制をすべて満たさなければなりません。



屋外広告物の設置に関するお問い合わせは…

大阪市建設局 総務部 路政課 tel.06-6615-6678

店舗前に設置する“日よけ”にも「制限」があります。

屋外広告物（袖看板・突き出し看板など）の他にも、店舗や建物の入口などに設置される「日よけ」も、条例で設置基準が定められています。

右の設置基準を満たした建築物ではない「日よけ」は、大阪市の許可を得て、設置することができます。

■ 屋外広告物条例での設置基準

宗右衛門町地域の場合

	歩道 (段差付き歩道がある場合)	車道 (歩道がない場合)
官民境界からの出幅	1m以内	
道路からの高さ	2.5m以上	4.5m以上
その他	◆ 道路上に支柱を立てることはできません。 ◆ 覆い部分は、防燃処理をした天幕類で、容易に取り外せるものに限ります。	

* 当商店街では、日よけには「店舗名や建物名、業種程度」を「必要最小限」に記載することしかできません。
その他の記載がある場合には、「屋外広告物（突き出し看板・袖看板など）」と見なされます。

なんで、宗右衛門町だけこんなにうるさいねん?!

それは誤解です。宗右衛門町商店街だけが、このような活動を行っているわけではありません。全ての商店街とは言いませんが、多くの商店街が「路上での置き看板などの利用禁止」や「屋外広告物の適法化」を目指して、様々な活動を行っています。

近隣の“戎橋筋商店街”や“心斎橋筋商店街”では、路上での置き看板や違法な屋外広告物は、ほとんどない状態ですし、“心斎橋筋商店街”においては、宗右衛門町地区地区計画(市条例)よりも、さらに詳細で厳しい「建築協定」が土地建物所有者を中心に締結されています。

宗右衛門町商店街が、このような「路上での置き看板などの利用」を禁止したり、「屋外広告物の適法化」を強く求めているのには、大きな理由があります。

宗右衛門町商店街地区内において平成23年(2011年)までに実施した、宗右衛門町通りの電線地中化、道路美化などの大規模な道路整備について、行政側(大阪市)より、これらの大規模な街並整備の実施に際して、前提条件として、大阪市から「路上の置き看板などの完全撤去、違法な屋外広告物などの早期是正」などが強く求められたためです。

その上、当然のことながら、宗右衛門町商店街地区にお越し頂く多くのお客様にとって、「安全で、歩きやすい道(=商店街)」であることが、大きな賑わいにつながることは間違いない事実であるためです。

宗右衛門町地区地区計画によるその他の規制

当商店街の全域で(遊歩道側も含む)

点滅する看板類は利用できません。

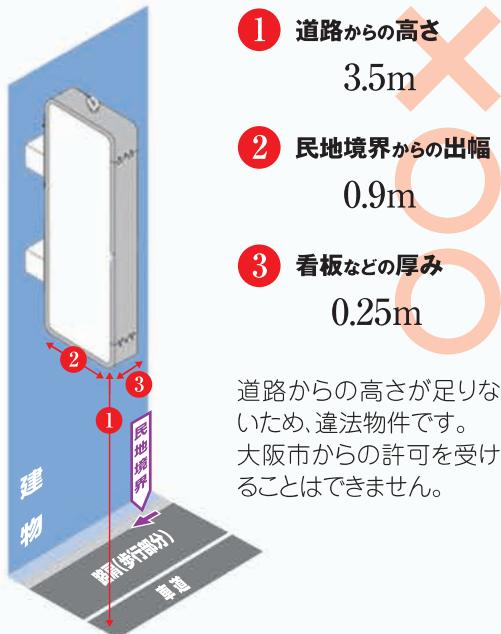
屋外広告物条例に定められた設置基準を満たした「袖看板・突出し看板・壁面看板」であっても、また、民地内(建物敷地内)に設置された看板類であっても、道路から見える形で、点滅する看板類(電光掲示板や電飾看板など／デジタルサイネージ、液晶モニターなどを含む)を設置したり、利用したりすることは“禁止”となっています。

宗右衛門町通りの南側建物のみ

「壁面後退」部分の高さ3m以下には、通行の妨げとなるものは設置できません。

「宗右衛門町地区地区計画」に基づいて、宗右衛門町通りの南側の区域で、建物を新たに建築する場合には、民地境界より1mの壁面後退(セットバック)が義務づけられています。

この壁面後退された部分(民地内)の「3m以下」の部分には、門垣、柵、屋外広告物、駐車・駐輪施設など、通行の妨げとなるものは設置することができません。

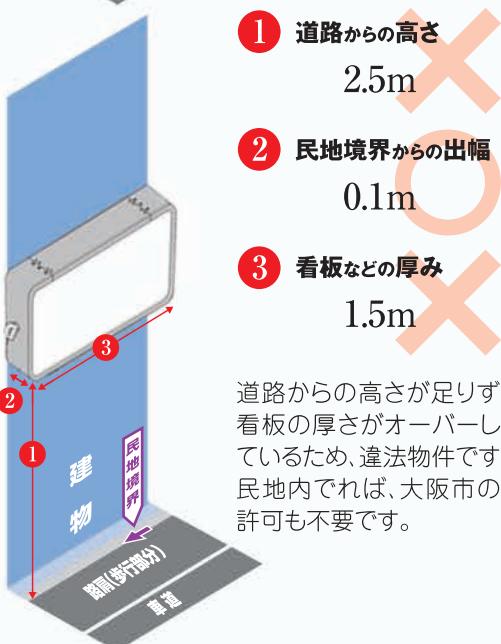


道路からの高さ
3.5m

民地境界からの出幅
0.9m

看板などの厚み
0.25m

道路からの高さが足りないため、違法物件です。
大阪市からの許可を受けることはできません。



道路からの高さ
2.5m

民地境界からの出幅
0.1m

看板などの厚み
1.5m

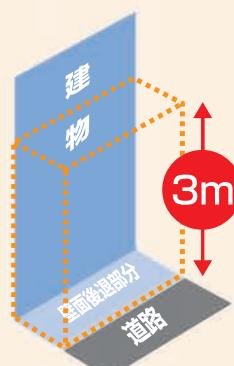
道路からの高さが足りず、
看板の厚さがオーバーしているため、違法物件です。
民地内であれば、大阪市の許可も不要です。

民地境界ってどこ?!

大阪市内では、「民地内側溝」と呼ばれる、建物敷地内の道路側に「側溝(雨水などが流れ込む設備)」を造ることが一般的となってています。

そのため、官地(道路)と民地(敷地)の境界線は、『側溝の道路側』である場合が多くあります。

詳しくは、それぞれの建物の所有者または管理会社へお問い合わせ下さい。



3m

騒音・悪臭 など

事業所から出る「騒音」や「悪臭」についても、法令での規制があります。

「騒音」や「悪臭」は、人によって感じ方が違うもので、一概に「このような騒音や悪臭は“違法”だ!」と説明することは、大変難しいものです。

基本的には、近隣事業者の方々から苦情でることのないよう、音や臭いが発生する事業を行う場合には、開業(開店)前に、施設面の構造などに十分配慮した上で、営業開始後も、十分に配慮する必要があります。

当商店街地区内には、少数ですが「住民」の方もおられ、ホテルや旅館などの宿泊施設も複数ありますので、深夜から早朝にかけての時間帯においては、特に「騒音」や「悪臭」の発生によって、住民の方や宿泊者(お客様)からの苦情がでることのないよう、十分に配慮する必要があります。

「騒音」について

事業所から出る騒音(カラオケや店舗内から聞こえるBGMなど)については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」などで、事業形態や時間帯などを基準として規制が定められています。

条例などに基づく、「違法or適法」は、機械で測定されたデータをもとに判断されます。

特に、以下のような事業所においては、「騒音」が近隣の住民の方や事業所などから苦情がでないよう、十分に配慮してください。

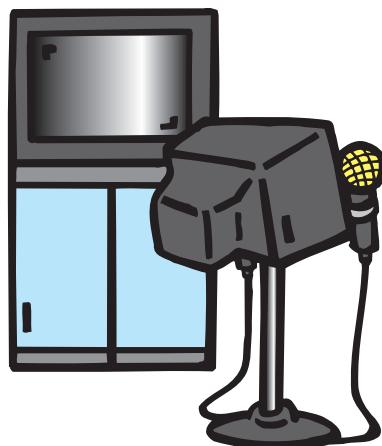
- ◆ カラオケ利用店
- ◆ ライブハウス
- ◆ パーティーなどのレンタルスペース
- ◆ クラブ・ディスコ など

音響設備の利用が可能なレンタルスペースなどを運営する事業者の方は、『利用中のお客様が出される“音”』に対しても管理責任があります。事業者が責任を持って、近隣の住民の方や事業所などから苦情がでないよう、十分に配慮してください。

「悪臭」について

事業所から出る臭いについては、「悪臭防止法」などで規制されています。

臭いは「騒音」以上に、人によって感じ方が違うものだと思いますが、特に、焼肉店や焼鳥店などの調理によって、多くの煙や強い臭いが発生する恐れのあるお店や、アジア料理店などの香りの強い香辛料を多く使用するお店などについては、より一層、施設面での配慮や運営面での十分な配慮をお願いします。



「騒音」や「悪臭」が酷い! そんな場合はどうすれば…

「騒音や悪臭がひどい!」と感じられた方は、それらの騒音や悪臭を発生させている事業所に、まずは、その改善を求めましょう。

それらの事業所の方も、「これ位なら迷惑にはならないだろう。」と考えているだけで、すぐにでも改善し

てもらえる場合もあるはずです。

当商店街としては、特定の事業者に対して、住民の方や事業所からの苦情が非常に多くなった場合には、行政・警察とその対応を協議して、当該事業者に、その改善を求めたいと考えます。

不衛生な街に、新たな賑わいは生まれません。

事業所から出る「ゴミ(廃棄物)の処理」などについても、法令での規制があります。

また、飲食店を中心に600店舗以上が営業する当商店街地区内においては、ほぼすべての事業者が「食品衛生法」をはじめとする法令に基づいて、飲食品や商品などの衛生面での適切な管理を行うことが必要です。

平成25年(2013年)3月、当商店街地区内においては、大規模な街並整備(道路整備など)も完成し、新たな街並み(景観)が誕生しました。

街並み(景観)が大きく変化しても、事業所から出る「ゴミ(廃棄物)の処理」が不適切であったり、衛生面での管理や配慮が不適切なお店が多くあるようでは、当商店街地区内に“新たな大きな賑わい”は生まれません。

当商店街地区内の事業者の皆さんには、今後、より一層、適切な“ゴミ(廃棄物)の処理”“衛生面での管理・配慮”をお願い致します。

「ゴミ処理」について

これまでにも、ゴミ箱やゴミストッカーなどを利用せず、ゴミ袋を直接、路上に出す事業者が多くありますが、ゴミ袋が破れるなどして、路上にゴミが散乱したような状態も見受けられています。このような散乱したゴミが「悪臭」の原因となり、近隣事業者の方々の迷惑になることもあります。

また、最近では、深夜・早朝までの営業を行う事業所(店舗)や24時間営業の事業所も増加しており、夜10時頃から午前1時(風俗営業店の閉店時間)頃に閉店された事業所からのゴミ袋などが、それぞれの建物前に積み重なって、営業中の事業者の迷惑となっている場合もあります。

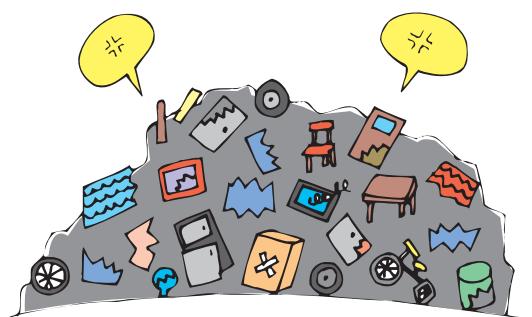
そのため、可能な限り、ゴミ箱やゴミストッカーを利用してください。やむを得ずゴミ袋を直接出さなければならない場合には、ゴミ袋を二重にしたり、近隣事業者の迷惑とならない場所に出すなどの配慮をお願いします。

「衛生面での管理・配慮」について

事業所における「衛生面での管理・配慮」については、ほとんどの事業者の皆さんのが、適切に行っておられると思いますが、極稀に、飲料や調味料などの空き瓶や空ケース、商品などが梱包されていた段ボールなどが、無作為に路上や店舗前に置かれていることがあります。

街(商店街)全体の景観上の問題もありますが、衛生面の管理・配慮と言う観点からも大変問題となる行為だと考えます。

これらを含め、すべての事業者の皆さんに、可能な限りの「衛生面での管理・配慮」をお願いします。



廃棄物の不法投棄には、厳正に対処します。

これまでにも、電柱の後ろや閉鎖ビルの前、相合橋などの橋梁上などに、店舗の什器備品などが不法に投棄されることがありました。

その際には、行政に依頼し、不法投棄された物品を回収して頂きましたが、今後は、商店街で設置する街

頭防犯カメラでの記録映像をもとに、違法投棄を行う事業者を特定し、告発するなど、厳正な対処を行っていく予定です。事業所から出る「ゴミ(廃棄物)」などの処理については、事業者の責任で適切に行うようお願いします。

各種工事の際には、必ず当商店街「まちづくり審査会」へ

当商店街地区で、建物の新築・改修、事業所の内外装工事、屋外広告物の設置や改修などをを行う場合には、当商店街「まちづくり審査会」での協議が必要です。

建物の新築などの際に必要となる各種申請（建築確認申請や道路使用許可申請など）や屋外広告物の届出、風適法の営業許可申請などをを行う際には、地元当商店街との協議を経て、地元当商店街の了承（承諾）を得ているか？が確認されます。

当商店街としては、当商店街地区内での新たな建物の新築や改修、新たな事業所の開業、既存店のリニューアルなどについて“大歓迎”であることは言うまでもありませんが、各種工事などに伴って、近隣住民や事業者の方々に迷惑が掛かることはないか、「宗右衛門町地区地区計画」や「屋外広告物条例」をはじめとする法令や条例、当商店街規約などに違反・抵触する行為がないか、などを地元商店街として確認させて頂くことになっています。

このことは「まちづくり審査会について（32頁参照）」でもご説明させて頂いていますが、行政、警察、地元（当商店街）の三者で構成する「宗右衛門町地区地区計画連絡会」において、“地元商店街の義務（責任）”として合意されています。

以下のような場合には、必ず当商店街「まちづくり審査会」での協議が必要です。

道路を占有（使用）する場合

建物の新築・改築・改修などで、警察での道路使用許可や行政での道路占有許可が必要となる場合、警察・行政より、工事の規模や時間、内容などを問わず、当商店街「まちづくり審査会」での協議の上で、当商店街が発行する「地元協議終了証（地元同意書）」の提出が求められます。

但し、宅急便などの配達と同様に、ごく短時間（10分～15分程度）において行う、物品の搬入出などについては、このような協議は不要ですが、長時間にわたる場合や複数台の車両が繰り返し駐車されるような場合は、基本的に協議が必要となります。

公的機関への申請・届出が必要な場合

建物の新築に伴う“建築確認申請”や改築後の“用途変更”的届出などが必要な場合にも、行政より、当商店街「まちづくり審査会」での協議の上、当商店街が発行する「地元協議終了証（地元同意書）」の提出が求められます。

屋外広告物の設置や改修などの場合も同様ですが、屋外広告物が“無届”的場合や“違法物件”である場合には、単に“意匠デザインの変更・交換だけの場合”でも、“適法な状態”に改修の上でなければ、当商店街「まちづくり審査会」との協議を行っても、当商店街発行から「地元協議終了証（地元同意書）」は発行できませんので、ご了承ください。

当商店街「まちづくり審査会」についての詳細は当商店街ホームページをご覧ください。
<http://www.soemon-cho.com>



なぜ、地元商店街との協議（了承）が必要なのか？

建物の新築や改築などの場合、大型車両の通行や重機などの利用によって、少なからず近隣住民や事業者の方々に迷惑がかかるため、警察では「地元商店街への説明と了承」を求めることが基本となっています。また、事業所の内外装工事や屋外広告物の設置・改

修などの際には、行政や警察からの適切な許可（届出）を得ずに行われることが往々にしてあり、そのような“無許可（無届出）”の工事を防ぐため、地元商店街との協議（了承）を前提したチェック体制が、警察・行政・地元の三者により合意されています。

物品の搬入出 など

当商店街の地区内に限らず、どのような街でも、ごく短時間での“荷下ろし”や“納品”などの物品の搬入出には、警察の許可などは必要ありません。

しかしながら、モラルのない一部の宅配業者や納品業者が、長時間に渡って路上に車を止めて、配達や納品を行っていることが多くみられます。

また、配達先(納品先)でもない建物の入口前や店舗(事業所)の入口前に、堂々と車を止めて配達や納品を行っていることも多く見られます。

当商店街地区内の事業者の皆様には、ぜひ、お取り引きのある宅配業者や納品業者に対して、近隣住民や事業者に配慮するよう、ご注意頂くようお願い致します。

**以下のような搬入出(納品)は、禁止です。
ぜひ、業者へのご注意をお願いします。**

禁止 長時間の路上駐車

物品などの搬入出(納品)であっても、同じ場所に長時間に渡って車両を駐車することは『駐車違反』となります。

また、一台一台の駐車が短時間であっても、同一事業者の車両を繰り返し、何台も同じ場所に駐車することは、道路の“違法”な使用となる場合があります。

禁止 配達先でもない建物の入口前や 店舗(事業所)の入口前に駐車

短時間であっても、配達先(納品先)でもない建物の入口前や、店舗(事業所)の入口前に駐車することは厳禁です。

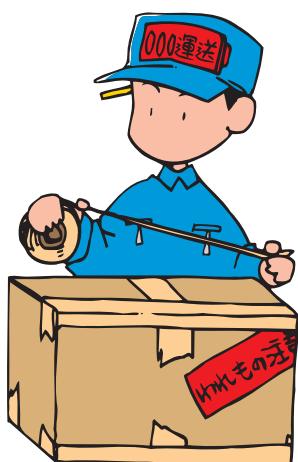
物品の搬入出は、“**自らの店舗前**”や“**配達先(納品先)の建物・店舗(事業所)前**”のみで、ごく短時間(10～15分以内)にて終了し、速やかに車両を移動させるようにしてください。

禁止 他地域への搬入出(納品)

「宗右衛門町通り」に駐車し、道頓堀をはじめ、他地域への搬入出(納品)を行う事業者が多くいます。

特に、午後からは「道頓堀通りの車両通行が禁止」となるため、宗右衛門町通りに路上駐車を行い、平然と搬入出(納品)を行う業者が多く見られます。

近隣の民間駐車場などへ駐車しての搬入出(納品)であれば問題ありませんが、宗右衛門町通りなどの路上に駐車した上で、他地域への搬入出(納品)を行うことは、大変迷惑な行為ですので、絶対に禁止です。



**建物内の通路などに
物品などを置くことは
できません。**

宗右衛門町商店街地区内の建物において、通路や敷地内に、店舗(事業所)の商品や備品など、様々な物品を置いている状態が、多くあります。

例え、建物内の通路などでも、様々な商品や備品などを置くことは、消防法などで禁止されています。

配送前などに、一時的に置かれる場合でも同様で、建物の通路などは、万が一の緊急事態などに備え、広くあけておかなければなりません。

年に数回、消防署による建物への立入検査などが行われています。

事業所外での従業員の行いにも、十分な指導を。

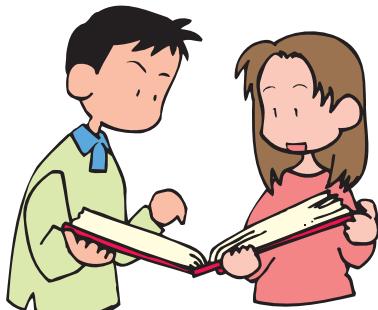
事業所での営業行為や宣伝行為などについては、各事業所の運営責任者の皆様も、十分に指導されていることと思いますが、従業員の事業所外での行いについては、その多くをご存じない方も多いのではないでしょうか？

の中でも最も問題となっているのは“迷惑駐輪”です。

大阪ミナミ地域全域が「放置自転車禁止地域」に指定され、放置自転車の即時撤去が可能になりましたが、夜間の撤去活動などはまだまだ少なく、当商店街地区内でも、夜間に営業する事業所の従業員が、通勤で利用している自転車を路上や橋の上で駐輪して出勤する姿が多く見られます。

また、最近では、深夜遅くまで、早朝までの営業を行う飲食店が多くなり、特に早朝には、泥酔したお客様や従業員が路上に座り込んだり、大声を上げたりして騒いでいる姿が多く見られます。

このような事業所での従業員の行いにも、是非とも、より一層のご指導をお願いします。



**自転車での通勤は「禁止」に!!
やむを得ない場合は「駐輪場」の利用を。**

当商店街地区内(+近隣地域)は、大阪市の「自転車等放置禁止区域」に指定されており、公共の場所(路上や橋梁上など)に自転車などを駐輪することは一切できません。そのため、店舗(事業所)がある建物に「駐輪場」などがない場合には、基本的に『**自転車での通勤は禁止**』を指導して頂くようお願いします。

やむを得ず、自転車の利用や通勤が必要な場合には、近隣の民間駐輪場や千日前通りなどに設置のコイン式駐輪場を利用するように指導して下さい。

出勤時や帰宅時にも、近隣住民や事業者の迷惑とならないように。

基本的に、従業員の店舗(事業所)外での行動は、それぞれ個人のモラルの問題ではあります。

しかしながら、深夜遅く(または早朝)まで営業を行う飲食店、特にアルコールの提供を行う飲食店においては、従業員が帰宅時に、近隣住民や事業者の皆様に迷惑を掛けることのないよう、より一層のご指導をお願いします。

近年、アジア圏からの観光客をはじめ、国内各地からの“大阪観光(都市観光)”に訪れる方が増加しています。これら観光客の皆様は、早朝から“大阪ミナミ”的各地を回られますが、このような観光客の皆様に対して、『**泥酔した従業員が路上に座り込んだり、大声を上げたりして騒いでいる姿**』は、決して良いものには映りません。

当商店街地区内の新たな大きな賑わいづくりのためにも、こうようなモラルの低い行為を行わないよう、従業員へのご指導をお願いします。

街の人たちが「この街を利用すること」でも、街の活性化につながります。

当商店街地区内には、約100棟、600店舗以上が存在し、この街(商店街)で働く人も、5,000人を超えると想定されています。この5,000人を超える“街の人たち”が意識して、この街(商店街)のお店を利用するだけでも、大きな街の活性化につながります。あくまでも机上の空論ですが、「1人が1日、この街の中で、1,000円を使う」だけで、年間:20億円近い経済効果があります。

さらに、“街の人たち”的コミュニケーションが広がれば、情報の共有やトラブルを未然に防ぐ効果もあり、街全体の魅力の向上にもつながっていくはずです。

風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）の規制について

ここでは、宗右衛門町商店街地区内の多くの事業所（営業所）に関する「風適法」についてご説明します。

現時点で、すでに「風適法」に基づく許可（届出）を行っている事業者だけでなく、すべての事業者の皆様に、今一度、「風適法」についてご確認頂き、万が一にも、“無許可営業”や“無届出営業”になっていないかをご確認下さい。

13

「風適法」の規制について

風俗営業店には「風適法」に基づく多くの規制があります。

当商店街地区内には、約100棟、600店舗を超える営業所が存在しています。その多くが「風適法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)」による規制を受ける営業所です。

これら多くの営業所が「風適法」を正しく理解し、適正・適法な営業を行うことが、当商店街地区内を「安心・安全で楽しく遊べる街(商店街)」とするための、大きな原動力となることは間違いないありません。

ぜひ、該当する営業所の皆様には、もう一度、「風適法」の主な内容についてご確認を頂き、コンプライアンス営業(適正・適法な営業)の推進にご理解・ご協力をお願いします。

「ディスコ」「クラブ」「社交ダンス」「ソーシャルダンス」などについては、風適法が改正され、店舗(事業所)内の明るさが「10ルクスを超える明るさ」の店舗については、通常の飲食店の分類となり、朝まで営業できることになりました。



「風適法」に基づく 『風俗営業店』に共通する主な規制

1 営業時間の制限

当商店街地区内で、風俗営業店は「午前1時から、日出時までの間」は営業できません。

風俗営業店が「24時間営業」「午前1時を越えて、電車などの始発前まで営業」することはあり得ません。

また、午前1時から「日出時営業」に基づく開店時刻まで営業所の看板などを消して、営業を行っていないように見せかけ、そのまま早朝まで営業を続けることは、明らかな“違法行為”です。

《参考》

「日出時営業」について

風適法における「日の出営業」は、文字通り「日の出の時刻から営業が可能」と言うことですが、ここ数年の大阪における日の出時刻は、最も早い時刻が「午前4時44分(6月中旬)」、最も遅い時刻が「午前7時5分(1月中旬)」となっています。

2 広告・宣伝の規制

「風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。」と定められています。

その営業内容や広告宣伝内容によって、街頭でのチラシ配りをはじめとする広告宣伝行為は禁止となる場合があります。

また、屋外広告物(看板など)についても、その記載内容や設置場所などによって、規制を受ける場合があります。

3 客引き行為の禁止

違法な「客引き行為」については、「風適法」及び「大阪府迷惑防止条例」において規制されています。

また、「客待ち」の取り締まりを逃れるための言い訳に

「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」の種別について

「風適法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律／風営法とも呼ばれます。)」は、風俗営業に関する様々な規制を設けて、風俗営業の業務の適正化を図ることを目的にしている法律です。この法律は、営業の種別や内容などによって、主に以下の3つの内容で構成されています。

☒ = 宗右衛門町商店街では「新規開業」を認めていません。

① 風俗営業の種別 (風適法第2条第1項)

「接待飲食等営業」「その他(遊技場)」を規制するものです。

〈A〉接待飲食等営業

- 1号営業 キャバレーなど
※ 飲食+接待+ダンスをさせる
- 2号営業 社交飲食店(ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ)など
※ 飲食+接待
- 3号営業 ダンス飲食店、ナイトクラブなど
※ 飲食+ダンスをさせる
- 4号営業 ダンスホールなど
※ ダンスをさせる
- 5号営業 低照度飲食店
- 6号営業 区画席飲食店

〈B〉その他(遊技場営業)

- ☒ 7号営業 麻雀店、パチンコ店など
- ☒ 8号営業 ゲームセンター、ゲーム喫茶など

② 性風俗関連特殊営業の種別

様々な「性風俗営業(店舗型・無店舗型)」を規制するものです。

〈C〉店舗型性風俗特殊営業 (風適法第2条第6項)

- ☒ 1号営業 ソープランドなど 大阪府下「新規開業」禁止
- ☒ 2号営業 店舗型ファッションヘルスなど 大阪府下「新規開業」禁止
- ☒ 3号営業 のぞき、個室ビデオ(アダルトビデオ専門)、ストリップ劇場など
- ☒ 4号営業 モーテル、ラブホテルなど
- ☒ 5号営業 アダルトショップなど
- ☒ 6号営業 出会い系喫茶 大阪府下「新規開業」禁止

〈D〉無店舗型性風俗特殊営業 (風適法第2条第7項)

- 1号営業 派遣型ファッションヘルス(テレノリーヘルスなど) 無店舗型
- 2号営業 アダルトビデオなどの通信販売営業 無店舗型

〈E〉その他性風俗特殊営業 (風適法第2条第8項～第10項)

- 映像送信型性風俗特殊営業 インターネットを利用した画像配信など
- ☒ 店舗型電話異性紹介営業 テレフォンクラブなど 大阪府下「新規開業」禁止
- 無店舗型電話異性紹介営業 携帯電話を利用したダイヤルQ2サービスなど 無店舗型

③ 深夜における酒類提供飲食店営業

「風俗営業店」以外の、バーや酒場などの「深夜(午前0時以降)」に、主にアルコール類の提供を行う場合、この「深夜酒類提供飲食店営業」の届出を行なう必要があります。

している場合が多く見られますが、このような言い訳は通じません。

4 騒音を出さない義務

風俗営業店に限らず、どのような業種・業態の店舗も近隣住民や店舗などの迷惑となるような「騒音」を出してはいけません。

事業所から出る「騒音」については、「騒音規制法」や「大阪府生活環境の保全に関する条例」などによる規制も関係します。

一般的には、商業地域では、「昼間=65デシベル」「夜間=55デシベル」と言う数値基準が存在しています。

基本的には「近隣住民や店舗などから度重なるクレームはないか?」が問題となります。

《参考》

「お客様の騒音」も規制の対象です。

事業所での「騒音」は、「お客様の騒ぎ声やカラオケの音」などを含めて、営業活動に伴って出る「騒音」は、事業所がその管理責任を負うことになります。

レンタルスペースなどの場合には、利用中のお客様が「近隣に迷惑を掛ける騒音」を発生させた場合、その「騒音」に対する管理責任は事業者にあることとなります。

さらには、このような「騒音」の発生原因が、主に「(風適法の規制対象である)ダンスホールやディスコ、クラブ」などの開催を目的として貸し出されている場合には、その貸主(事業所)が「風適法」の対象となる場合もあります。

5 営業所内の照度を維持する義務

風俗営業店では、事業所内の照度(明るさ)を一定以上に保つ義務があります。

営業時間内において、照度スイッチなどで照度を基準以下に落とす(暗くする)ことも認められていません。

「風適法」の規制について（続き）

「風適法」の規制に関する詳細は「大阪府南警察署」までお問い合わせ下さい。

6 「料金」表示の義務

風俗営業店では、国家公安委員会規則が定める表示方法によって、「料金」を利用客に見やすい形で提示しなければなりません。

7 「許可証」などの掲示義務

風俗営業店では、「許可証（認定証）」を営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。

基本的には、営業所の入口付近などにはつきりと見える形で「許可証（認定証）」を掲示しなければなりません。

8 「名義貸し」の禁止

許可証（認定証）などに記載された名義人は、実質的な「経営者（代表）」でなければならず、「名義貸し」は禁止されています。

名義を借りて営業した場合、「無許可営業」となります。

9 「管理者」の選任とその義務

風俗営業者（許可証に記載の名義人＝営業者・代表）は、営業所での営業行為を統括・管理する「管理者」を選任しなければなりません。

この管理者の役割は、経営者や従業員が法令を遵守して営業するために必要な指導や助言を行うこととなっていて、「風適法」を正しく理解していなければなりません。

そのため、管理者は、大阪府公安委員会が行う「講習会」をおおむね3年に一度受けなければなりません。

10 従業者名簿の設置・保存

風俗営業店だけでなく、「風適法」の規制対象となる営業所及び“酒類提供飲食営業（通常主食と認められる食事を提供する飲食店は除く。）”については、営業所ごとに法令で定められた「従業者名簿」などを備えておかなければなりません。

また、警察などからの求めがあった場合には、これらの「従業者名簿」などを提供できる形で保存しておかなければなりません。

11 18歳未満の「お客様」の立入禁止

風俗営業店では、「18歳未満のお客様は立入禁止」となっていますので、営業所の入口に「18歳未満立入禁止」を表示することが必要です。

但し、「ゲームセンターなど（8号営業）」においては、18歳未満のお客様の営業所への立入について、条例で年齢制限、立入時間の制限をしています。

12 接客従業者の拘束的行為の禁止

風俗営業店では、“接客”事業者（ホステス、ホストなど）に対して、退店（退職）などに際して、（法外な）借金その他の理由によって、勤務（就業）を拘束することはできません。

要するに「（法外な）借金や（違法な）契約など」を理由に、従業員を“強制して”働かせることはできないと言うことですが、この点については、“接客”事業者（ホステス、ホストなど）でない場合でも、また、風俗営業店ではない“一般飲食店”であっても、「違法な行為」と見なされる場合があります。

13

営業所の構造・設備に関する制限

風俗営業店は、法令で定められた営業所の構造・設備を許可を受ける際に届け出た通りに保持しなくてはなりません。

営業所内の客室面積の拡大や設備などの改装や変更などを行う場合には、必要な手続きを行わなければなりません。

但し、微細な補修や装飾物の変更などはこの限りではありません。



「風適法」違反は、 2年以下の懲役または 200万円以下の罰金が科せられます。

風俗営業店の“無許可営業”に対する罰則は、非常に重いものです。

過去には、「クラブ」と呼ばれる踊るスペースを中心として、アルコール類の提供を早朝まで行っていた店舗や、「ショーパブ」と呼ばれるステージでダンスショーなどを見せながら、合わせてお客様への接待行為を行っていた店舗が摘発され、経営者が逮捕された事例もあります。

「風適法」をはじめ、様々な法令や条例を正しく理解して、適正・適法な営業を心掛けましょう。

「接待」営業とは?

「お客様の横に座って…」

「店内にボックス席がない…」などは関係ありません。

(1) 談笑やお酌など

特定少数のお客様の近くに付き、継続して談笑の相手をしたり、お酒などの飲食品を提供したりすることは“接待”となります。

但し、お酌をしたり、水割りやカクテルなどを作つても、すぐにお客様の近くから立ち去る場合や、お客様の後方で待機したり、カウンター内でお客様の注文に応じてカクテルなどを提供するだけの場合で、お客様と社交儀礼上の挨拶や若干の世間話程度を行う程度である場合は“接待”とはなりません。

(2) 踊り・ダンスなど

特定少数のお客様が利用されている客室や区画席(ボックス席)などで、踊りやダンス、ショーなどを見せたり、聞かせたりすることは“接待”となります。

ホテルのディナーショーなどのように、不特定多数のお客様に対して同時に踊りやダンス、ショーなどを見せたり、聞かせたりすることは“接待”とはなりません。

(3) カラオケなど

特定少数のお客様の近くに付き、カラオケで唄うことを勧めたり、一緒に唄つたりする場合、お客様の歌に手拍子や拍手をしたり、歌をほめはやすなどの行為は“接待”となります。

これに対して、お客様の近くにはおらず、お客様のカラオケの準備をしたり、順番が来たことを知らせたりする程度の行為は“接待”とはなりません。

(4) 遊技やゲームなど

お客様と共に、遊技やゲーム、競技を行うことは“接待”となります。但し、お客様が一人で、またはお客様同士で、遊技やゲーム、競技を行う場所などを提供するだけであれば“接待”とはなりません。

(5) その他

お客様と身体を密着させたり、手を握るなどのお客様の身体に触れる行為は“接待”となります。

社交儀礼上の握手や酔客を介抱するために最低必要な程度で、お客様と接触することは“接待”とはなりません。

また、お客様の口元まで飲食物を差し出したり、飲食させたりする行為は“接待”となります。

「ガールズバー」などの中にも

“接待飲食営業”的許可が必要な店舗が多くあります。

近年急増している「ガールズ(メンズ)バー」などでは、事業者側が「カウンター越しのサービスで“接待”には当たらないので、風俗営業店ではない。」という論理で、一般飲食店として営業し、“深夜酒類提供飲食営業”的届出を行い、早朝までの営業を行っているようです。

しかしながら、実際には、お客様に対して“接待行為”を行っている店舗が多いようで、本来は、「風適法の接待飲食等営業」の規制対象店舗となると思われます。

この場合、営業時間は、午前1時までとなり、路上での客引き行為についても、より厳格な規制が行われるはずです。

「風適法」の規制について（深夜酒類提供飲食店営業）

「風適法」の規制に関する詳細は「大阪府南警察署」までお問い合わせ下さい。

深夜における 酒類提供飲食店営業について

「風適法」に定められた“風俗営業店（風俗営業店の営業時間は、宗右衛門町地域では午前1時まで）”以外で、『午前0時を超えて、主に酒類を提供する営業』を行うためには、「風適法」で定められた「深夜酒類提供飲食店営業」の届出を大阪府公安委員会に届け出なければいけません。

※ この「深夜酒類提供飲食店営業」の規定では、

深夜は『午前1時』ではなく『午前0時』となってい
ますので、ご注意下さい。

届出対象

「風適法」の規制対象となる風俗営業店ではなく、“接待”行為を行わない「バー」「酒場」などの飲食店で、『深夜（午前0時から日の出まで）』の時間帯に、主に酒類（アルコール分1度以上）を提供する営業所が対象となります。この場合、提供するお酒の種類や量は問いません。

対象除外

「通常“主食”と認められる食事」を提供している事業所は、『対象除外』となります。

この「通常“主食”と認められる食事」とは、社会通念上“主食”と認められる食事であって、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、めん類、ピザバイ、お好み焼きなどとなります。

但し、お客様が事業所内でご飲食をされている間、その大部分の時間帯で“主食”を提供している必要があります。例えば、大半の時間帯はアルコール類を提供して、最後にお茶漬けやめん類などを提供するような場合は『対象除外』とはなりません。

さらに、営業時間中のすべての時間帯において、お客様に常に“主食”を提供していかなければなりません。1週間のうち、平日のみに“主食”を提供する場合や、1日のうち、昼間のみ“主食”を提供しているような場合は『対象除外』とはなりません。



宗右衛門町地区地区計画の内容について

ここでは、平成22年4月に策定された大阪市の条例「宗右衛門町地区地区計画」の内容についてご説明します。

宗右衛門町地域のみが対象となるため、その内容をご存じない方も多くおられると思います。

当商店街地区内に土地建物などの不動産を所有されている事業者の皆様、これら不動産を賃借し、事業を営んでいるテナント事業者の皆様も、ぜひ、この「地区計画」の内容について、いま一度、ご確認ください。

◎宗右衛門町地区地区計画（大阪市公表分）

以下は、平成22年(2010年)4月の策定後、大阪市ホームページで公表(公開)されている「宗右衛門町地区地区計画」です。

この地区計画に関する“当商店街としての内容説明”を「30・31頁」に記載 していますので、合わせてご確認ください。

1. 地区計画の方針

名 称	宗右衛門町地区地区計画
位 置	大阪市中央区宗右衛門町及び心斎橋筋二丁目地内
面 積	約4.5ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、西日本最大の繁華街である大阪ミナミにある宗右衛門町通りと水都大阪の再生のシンボルとして遊歩道整備が進む道頓堀川に面している。 大阪ミナミでは、行政、警察、地域等が一体となって設立されたミナミ活性化協議会の基本方針である「ミナミ宣言」に掲げられた「健全で魅力あるまちづくり」に向け、「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例」の制定をはじめ、地域が一体となった迷惑行為排除など、大阪ミナミ全体の環境浄化へのとりくみが行われている。</p> <p>また、宗右衛門町活性化協議会等により、地区の将来像やまちづくりのあり方などについて議論を重ね、地区のまちづくりの基本的な考え方を示す「まちづくり宣言」及び「まちづくり構想」が策定され、これらに沿って、まちの持つ歴史や風情を大切にしながら、本地区の新たにぎわいに溢れたまちの再生をめざし、電線の地中化や道路の美化等のまちなみ整備について活発なまちづくり活動が行われている。</p> <p>こうした状況も踏まえて、本地区計画では、歴史や風情が息づく個性的で格調高い魅力的なまちなみを再生・創造するとともに、大阪ミナミの環境浄化、活性化に寄与することを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>歴史や風情が息づく個性的で格調高い魅力的なまちなみを再生・創造するため、土地利用の基本方針を次のように定める。</p> <p>(1) 魅力とぎわいある商業機能等の集積を図る。特に、宗右衛門町通りと道頓堀川遊歩道に面する建築物の低層階は、店舗や飲食店を中心とした施設を配置する。</p> <p>(2) 歩いて楽しめるような、安全でゆとりと格調のある都市空間の形成を図る。</p> <p>(3) A地区においては、地区全体で一体的に調和のとれたまちなみの形成を図るとともに、土地の有効利用を図る。</p>
	<p>地区施設の整備方針</p> <p>ゆとりと格調のある都市空間の形成を図るため、電線の地中化や道路の美化が行われる宗右衛門町通りと一体となった多目的歩行者空地を確保する。</p>
	<p>建築物等の整備方針</p> <p>(1) 地域の環境浄化を進めるとともに、まちにぎわいをもたらすため、建築物の用途制限を行う。</p> <p>(2) A地区では、宗右衛門町通りを人々が歩いて楽しめる、ゆとりのある空間にするため、壁面の位置の制限を行うとともに、地区の特性を活かしつつ、地区全体で一体的に調和のとれたまちなみの形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度及び高さの制限を行う。また、建築物の屋上に設置される工作物の高さは、原則として4m以下とする。</p> <p>(3) 格調高い魅力的なまちなみの形成を図るため、建築物等の形態・意匠の制限を行う。</p> <p>(4) 地区の防災性の向上を図るため、老朽化した建築物の建替えや不燃化、耐震化を促進する。</p> <p>(5) 自動二輪車及び自転車の駐車・駐輪施設については、安全で快適な歩行者空間の形成に支障のない適切な配置・運用を図る。</p>



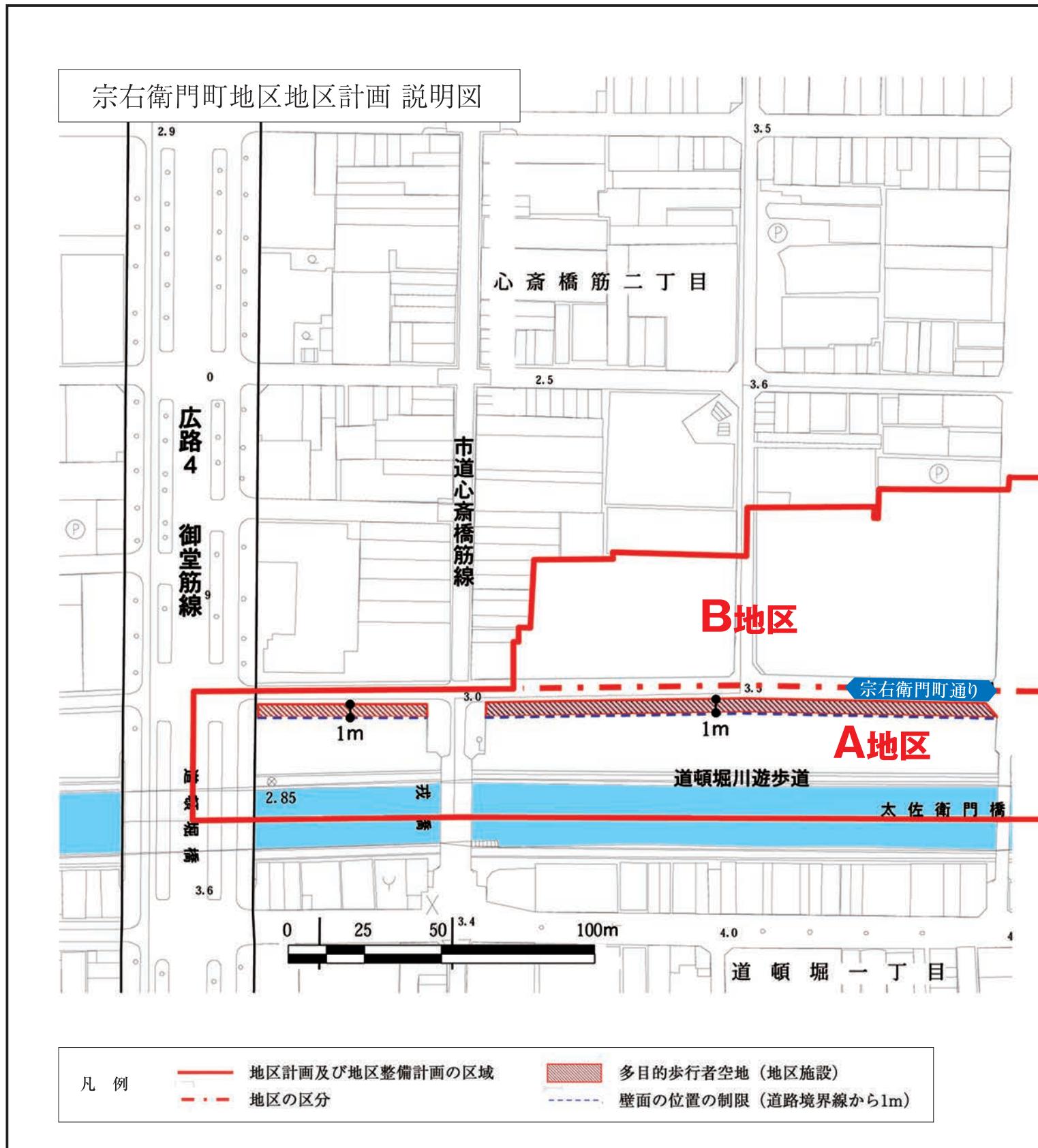
地区計画

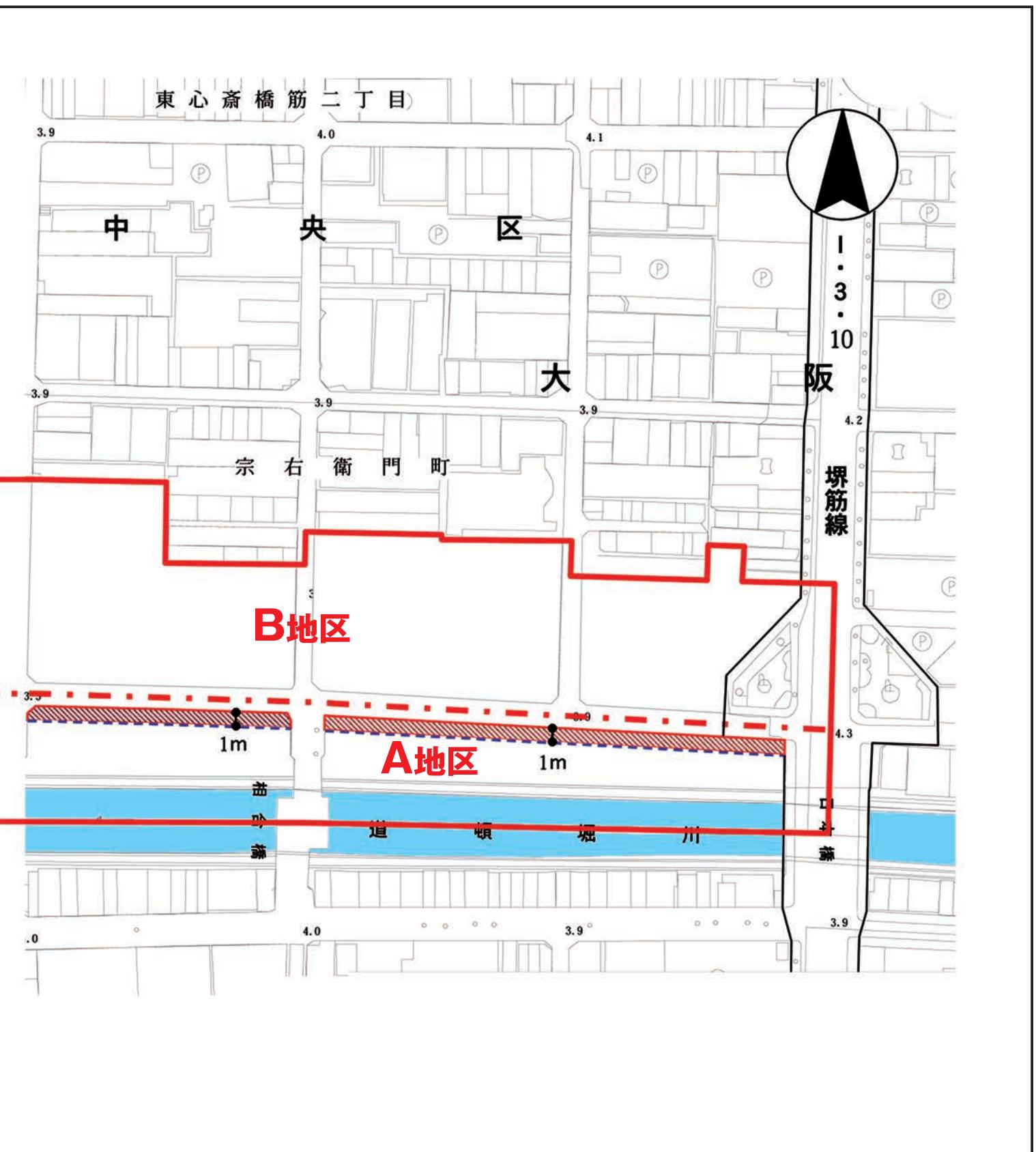
2. 地区整備計画

地区施設の配置及び規模			その他の公共空地 多目的歩行者空地 幅員1m 延長約500m	
地区整備する計画項目	地区の区分	名称	A地区	B地区
	面積		約2.2ha	約2.3ha
	建築物の用途の制限		<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)1階以下の部分を事務所、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの。ただし、当該用途に供する廊下、エレベーター又は階段の用に供する部分を除く。</p> <p>(2)建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの。</p> <p>(3)建築基準法別表第2(へ)項第5号に掲げるもの。</p> <p>(4)危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、自己の使用のための貯蔵及び処理に供するものはこの限りでない。</p> <p>(5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げるもの。</p> <p>(6)畜舎</p>	
	建築物の容積率の最高限度		<p>10分の50</p> <p>ただし、都市計画において定める容積率が10分の80以上の区域についてはこの限りでない。</p>	
	建築物の敷地面積の最低限度		<p>100</p> <p>ただし、公益上必要なものはこの限りでない。</p>	
	壁面の位置の制限		<p>1m (宗右衛門町通りに面する道路境界より)</p> <p>建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは扉で高さが2mを超えるものは、壁面の位置の制限に反して建築してはならない。</p> <p>ただし、歩行者の利便に供する施設又は地盤面下の部分についてはこの限りでない。</p>	
	建築物の高さの最高限度		<p>31m</p> <p>ただし、都市計画道路御堂筋線及び堺筋線並びに市道心斎橋筋線に接する敷地内の建築物はこの限りでない。</p>	
	壁面後退区域における工作物の設置の制限		<p>壁面後退区域における地盤面から高さ3m以下の部分には、門、垣、さく、屋外広告物、駐車・駐輪施設等通行上の妨げとなる工作物を設置してはならない。</p>	
	建築物の形態又は意匠の制限		<p>(1)建築物等の形態及び外壁の色彩は、宗右衛門町通り及び道頓堀川のまちなみふさわしいものとする。また、色彩は原色などを避け落ち着いたものとする。</p> <p>(2)屋外広告物等は、形態・意匠や設置位置について、地区のまちなみ配慮するとともに、点滅するものは設置してはならない。</p>	

「宗右衛門町地区地区計画」について（続き）

3. 地区計画の区域





宗右衛門町地区地区計画では、具体的に何が定められているのか？

この「宗右衛門町地区地区計画」は、西日本最大の繁華街である「宗右衛門町地区」において、前頁の「1.地区計画の方針」に基づき、「歴史や風情が息づく個性的で格調高い魅力的なまちなみを再生・創造するとともに、大阪ミナミの環境浄化、活性化に寄与する」ことが目標として定められています。

この目標を実現するために、様々な規制や基準、方針が定められており、平成22年4月の策定以後は、対象地区内のすべての住民・事業者が、これを遵守しなければなりません。

A・B
両地区

建築物の用途の制限

地区計画の土地利用の方針に定められた“魅力とにぎわいある商業機能等の集積”を図るため、対象地区内では、以下のような用途の建築物の新築・改築や同様の用途（業種）の新たな事業所の開業が禁止されています。

(1) 1階以下の部分を事務所、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの。ただし、当該用途に供する廊下、エレベーター又は階段の用に供する部分を除く。

建物の低層階（1階以下）は、基本的に飲食店や物販店を中心とした「店舗」に限られます。

店舗営業を行わない事務所や住居などに利用することは禁止されています。但し、2階以上の階の事務所や住宅などへの入口を設置することは認められています。

(2) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの。

これに該当するのは「麻雀店、パチンコ店、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場とこれに類するもの」です。

当商店街では、営業禁止事業所（4～5頁参照）の「E.遊技業」「G.競輪・競馬・競艇等の場外発売所」として規制しています。

「E.遊技業」については、「風適法」の風俗営業・第7号営業のすべてと8号営業の一部がこれに当たる事業所です。

(3) 建築基準法別表第2(へ)項第5号に掲げるもの。

これに該当するのは、「倉庫業を営む倉庫」です。

当商店街では、営業禁止事業所（4～5頁参照）の「F.倉庫業」として規制していますが、これは、営業倉庫や貸倉庫、トランクルームなどの倉庫業法に基づく登録が必要な事業所です。

(4) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、自己の使用のための貯蔵及び処理に供するものはこの限りでない。

これに該当するのは、「ガソリンスタンドや燃料等販売店」などです。

当商店街では、営業禁止事業所（4～5頁参照）の「H.危険物の貯蔵・処理を行う事業所」として規制しています。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げるもの。

これに該当するのは、「風適法」における「店舗型性風俗特殊営業」に該当する事業所です。

具体的には、すでに大阪府下全域で新規開業が禁止されている「ソープランド」「店舗型ファッションヘルス」などをはじめ、さらに「のぞき部屋、個室ビデオ（アダルトビデオ専門）、ストリップ劇場」「モーテル＆ラブホテル」「アダルトショップ」などとなります。

詳しくは「風適法」の定めに基づくことになりますが、当商店街では、営業禁止事業所（4～5頁参照）の「A.性的サービスを提供する事業所」として、店舗型の事業所だけでなく、“無店舗型”的性風俗特殊営業に該当する事業所も同様に新規の開業を規制しています。

(6) 畜舎

これに該当するのは、「家畜などの繁殖・飼育などを行う施設」です。

当商店街では、営業禁止事業所（4～5頁参照）の「D.動物を扱う事業所」として、ペットショップ、ペットホテル、ペットの同伴を前提とする事業所などについて規制しています。



A・B
両地区

建築物等の形態又は意匠の制限

建築物(建物や事業所)などの形態や外壁の色彩については、地区内全体のまちなみなどに配慮したものにすることが定められています。

特に、その色彩などは、原色などを避けて、落ち着いたものにすることが定められています。

屋外広告物(看板類や店舗装飾など)は、その形態や意匠について、大阪市屋外広告物条例の定めに基づくことはもちろん、地区内全体のまちなみなどに配慮したものにすることが定められています。

さらに、点滅する看板類やLED表示板などは設置することが禁止されています。

A
地区のみ

建築物等に関する制限と緩和

下記の「建築物等に関する制限と緩和」については、「地区計画の区域(28・29頁参照)のA地区のみ」を対象としたものです。宗右衛門町通り南側の地区のみです。

◆ 建築物の容積率の最高限度

宗右衛門町商店街地区内(但し、都市計画において定める容積率が800%以上の一一部区域は除く。)は、これまで『容積率=500%』と理解されて来ることと思います。

しかしながら、実際には、前面道路が「約7.8m」であることから、斜線制限を受けることなどから、容積率が「460~470%程度」の建築物しか建築できませんでしたが、今回の地区計画によって『容積制限の緩和』などを受けることができ、容積率=500%の建物を建築できるようになっています。

◆ 建築物の敷地面積の最低限度

「100以上の敷地」を「100未満」に分割して建物を建築することはできません。

但し、現状で「100未満の敷地」をそのまま分割せずに使用することは可能です。

◆ 壁面の位置の制限

建物の新築時には、宗右衛門町通りに面する道路境界より「1mのセットバック(壁面後退)」を行い、一般通行者が通行できる空間にする必要があります。

但し、そのセットバック(壁面後退)部分の地盤面下(地階)を利用することは可能です。

◆ 建築物の高さの最高限度

建築物の高さは「最大:31m」となります。これ以外に法に基づく制限があり、前面道路斜線については、高さ制限の緩和の認定を受けることにより緩和されます。

但し、御堂筋、心斎橋筋(戎橋)、堺筋に接する敷地内の建物はこの限りではありません。

◆ 壁面後退区域における工作物の設置の制限

道路境界より1mのセットバックが行われた部分(壁面後退区域)については、地盤面からの高さ3mまでの部分には、一般通行者の通行の妨げとなる工作物や設置物を置くことはできません。



重要

建物の新築・改築、建物の用途変更、事業所の新規開業や業種・業態の変更、屋外広告物の新設や改修、意匠デザインの変更などを行う場合には…

当商店街の『まちづくり審査会』での協議(審査)が必要です。

この地区計画の施行に基づいて、警察、行政、地元(当商店街)の三者で構成される『宗右衛門町地区地区計画連絡会』が発足しています。

この連絡会は、地区計画の実効性を高めるため、警察、行政、当商店街の三者が、建築物の用途制限に係わる情報を共有・協議するものです。これに合わせて、当商店街において『まちづくり審査会』を設置しています。

当商店街地区内での「建物の新築・改築」「建物の用途変更」「事業所の新規開業や業種・業態の変更」「屋外広告物の新設や改修、意匠デザインの変更などを行う場合には、この『まちづくり審査会』に、事業計画書や工事スケジュール、建物図面、パースなどの必要資料をご提供いただき、地区計画をはじめ、様々な法令や条例、商店街規約などに違反(抵触)する行為がないか? さらには、他の地域事業者に迷惑となるような事項はないか? を確認させて頂きます。

協議(審査)後には、必要に応じて、各種許可申請や届出などの際に添付種類としてご活用頂く『協議終了済証(地元同意書)』を発行します。

詳しくは、当商店街ホームページ（<http://www.soemon-cho.com>）をご覧いただぐか、商店街事務局までお問い合わせください。



■ 発行



宗右衛門町商店街振興組合

■ 指導・協力

大阪府南警察署
大阪市

■ 発行年月

2019年4月

■ お問い合わせ

宗右衛門町商店街振興組合・事務局

〒542-0084

大阪府大阪市中央区宗右衛門町4番4号
エーデルプラツェビル2階

TEL.06-6214-5925 / FAX.06-6214-5935

URL <http://www.soemon-cho.com>